

千葉県報

定例
令和元年5月31日

第13432号

報

県

葉

千

令和元年5月31日(金曜日)

主要目次

食品衛生法施行令に基づく食品衛生管理者の養成施設等の名称の変更	一
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定	一
土砂災害警戒区域の指定(三件)	一
土砂災害特別警戒区域の指定(三件)	六
選挙管理委員会告示	
平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の訂正	一
公安委員会告示	
指定講習機関の変更の届出	一
道路交通法第百八条の三十二の二第一項の規定による運転免許取得者教育の認定の変更	二
公告	
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	二
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	二
解除予定保安林に関する通知の要旨及び揭示	三
里山活動協定の変更の認定	三
基本測量の実施(二件)	三
基本測量の終了	四
公共測量の実施(二件)	四
公共測量の終了(八件)	四
特定調達公告	
落札者等の公告(六件)	五

告示

示

千葉県告示第二十八号

食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第十六条(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、知事の登録を受けた食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 養成施設の名称

千葉県科学大学危機管理学部保健医療学科食品衛生管理者養成講座

二 養成施設の所在地

銚子市潮見町三番地

三 変更前の養成施設の名称

千葉県科学大学危機管理学部医療危機管理学科食品衛生管理者養成講座

四 変更後の養成施設の名称

千葉県科学大学危機管理学部保健医療学科食品衛生管理者養成講座

五 変更年月日

平成三十一年四月一日

千葉県告示第二十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

指定番号	指定する区域	埋立地の区分
一一八	袖ヶ浦市久保田字神主谷一、四八九番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地

千葉県告示第三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大巖寺町一	千葉市中央区大巖寺町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大巖寺町二	千葉市中央区大巖寺町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

花輪町一	千葉市中央区花輪町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
花輪町二	千葉市中央区花輪町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
星久喜町	千葉市中央区星久喜町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南生実町	千葉市中央区南生実町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
稲丘町二	千葉市稲毛区稲丘町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
稲毛町	千葉市稲毛区稲毛町五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
稲毛町二	千葉市稲毛区稲毛町四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
稲毛東	千葉市稲毛区稲毛東二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下泉町	千葉市若葉区下泉町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下泉町二	千葉市若葉区下泉町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上泉町二	千葉市若葉区上泉町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上泉町七	千葉市若葉区上泉町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
越智町	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
越智町一	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
越智町三	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
越智町四	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
越智町五	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
越智町六	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

越智町七	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
越智町一〇	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
越智町一一	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
越智町一二	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
津田沼一	習志野市津田沼一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
津田沼二	習志野市津田沼二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
津田沼三	習志野市津田沼三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
津田沼四	習志野市津田沼四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
藤崎	習志野市藤崎二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
藤崎二	習志野市藤崎四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
藤崎三	習志野市藤崎四丁目及び船橋市三山一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
勝田台	八千代市勝田台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
勝田三	八千代市勝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉県土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和元年五月三十一日

新巻一	磯ヶ谷一	松崎四	松崎三	松崎二	松崎一	高坂三	大久保六	大久保五	大久保四	大久保三	大久保二	大久保	櫃狭	安須二	安須	区域の名称
示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	指定の区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類

千葉県知事 鈴木 栄治

南岩崎四	南岩崎三	南岩崎二	南岩崎一	上高根一七	上高根一五	上高根一四	上高根一三	上高根一一	上高根一〇	上高根九	上高根八	上高根七	上高根六	上高根五	上高根二	上高根一	中高根四	
示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域	示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

南岩崎五	面に示す区域	市原市南岩崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南岩崎六	面に示す区域	市原市南岩崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奉免二	市原市奉免の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市奉免の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
市場一	市原市市場の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市市場の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
市場二	市原市市場の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市市場の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
市場三	市原市市場の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市市場の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
市場四	市原市市場の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市市場の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
朝生原一	市原市朝生原の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市朝生原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
朝生原五	市原市朝生原の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市朝生原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び市原土木事務所に備えていて縦覧に供する。）

千葉県告示第三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
深城	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
深城二	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
深城三	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

深城五	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
深城六	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
深城七	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
深城八	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
深城一〇	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
深城一一	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
深城一二	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
深城一三	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
深城一四	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
深城一六	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
深城一七	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
深城一八	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奉免	市原市奉免の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大作二	市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大作三	市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大作四	市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大作五	市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大作六	市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

海保二	片又木一〇	片又木九	片又木八	片又木七	片又木五	片又木二	畑木七	畑木六	畑木五	畑木四	畑木三	畑木二	畑木一	大作一	大作九	大作八
示す区域 市原市海保の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市片又木の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市片又木の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市片又木の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市片又木の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市片又木の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市片又木の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市畑木の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市畑木の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市畑木の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市畑木の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市畑木の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市畑木の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市畑木の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

栢橋一六	栢橋一五	栢橋一四	栢橋一三	栢橋一二	栢橋一〇	栢橋八	栢橋七	栢橋六	原田二	原田一	江子田二	江子田一	安久谷一	西国吉二	豊成二	海保四	海保三
示す区域 市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市原田の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市原田の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市江子田の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市江子田の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市安久谷の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市西国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市豊成の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市海保の区域のうち、次の図面に示す区域	示す区域 市原市海保の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び市原土木事務所に備えて縦覧に供する。）

田尾八	市原市田尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
田尾七	市原市田尾の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
池和田五	市原市池和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
藪二	市原市藪の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
藪一	市原市藪の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下矢田七	市原市下矢田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下矢田六	市原市下矢田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下矢田五	市原市下矢田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下矢田四	市原市下矢田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下矢田三	市原市下矢田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下矢田二	市原市下矢田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下矢田一	市原市下矢田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
皆吉三	市原市皆吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
皆吉二	市原市皆吉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
栢橋一八	市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
栢橋一七	市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

<p>千葉県告示第三十三号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 令和元年五月三十一日 千葉県知事 鈴木 栄治</p>		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大巖寺町一	千葉市中央区大巖寺町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
花輪町一	千葉市中央区花輪町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
花輪町二	千葉市中央区花輪町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
星久喜町	千葉市中央区星久喜町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
稲丘町二	千葉市稲毛区稲丘町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
稲毛町	千葉市稲毛区稲毛町五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
稲毛町二	千葉市稲毛区稲毛町四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
稲毛東	千葉市稲毛区稲毛東二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
		土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
		次の図面のとおり
		次の図面のとおり
		次の図面のとおり
		次の図面のとおり
		次の図面のとおり

下泉町	千葉市若葉区下泉町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下泉町二	千葉市若葉区下泉町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上泉町二	千葉市若葉区上泉町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上泉町七	千葉市若葉区上泉町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
越智町	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
越智町一	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
越智町三	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
越智町四	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
越智町五	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
越智町六	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
越智町七	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
越智町一〇	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
越智町一一	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
越智町一二	千葉市緑区越智町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
津田沼一	習志野市津田沼一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

津田沼二	習志野市津田沼三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
津田沼四	習志野市津田沼四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
藤崎	習志野市藤崎二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
藤崎二	習志野市藤崎四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
藤崎三	習志野市藤崎四丁目及び船橋市三山一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
勝田台	八千代市勝田台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
勝田三	八千代市勝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
安須	市原市安須の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び市原土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

奉免二	市原市奉免の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
市場一	市原市市場の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
市場二	市原市市場の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
市場三	市原市市場の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
市場四	市原市市場の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
朝生原一	市原市朝生原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
朝生原五	市原市朝生原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

千葉県告示第三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和元年五月三十一日

千葉県知事

鈴木 栄治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
深城	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
深城二	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
深城三	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
深城五	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

深城六	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
深城七	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
深城八	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
深城一〇	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
深城一一	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
深城一二	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
深城一三	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
深城一四	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
深城一六	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
深城一七	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
深城一八	市原市深城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
奉免	市原市奉免の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大作二	市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大作三	市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大作四	市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大作五	市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大作六	市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大作九	市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

海保四	海保三	海保二	片又木一〇	片又木九	片又木八	片又木七	片又木五	片又木二	畑木七	畑木六	畑木五	畑木四	畑木三	畑木二	畑木一	大作一	
次の図面に示す区域	市原市海保の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市海保の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市片又木の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市片又木の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市片又木の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市片又木の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市片又木の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市片又木の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市畑木の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市畑木の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市畑木の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市畑木の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市畑木の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市畑木の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市畑木の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市大作の区域のうち、次の図面に示す区域	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	
栢橋一八	栢橋一七	栢橋一六	栢橋一五	栢橋一四	栢橋一三	栢橋一二	栢橋一〇	栢橋八	栢橋七	栢橋六	原田二	原田一	江子田二	江子田一	安久谷一	西国吉二	豊成二
市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市栢橋の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市原田の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市原田の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市江子田の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市江子田の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市安久谷の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市西国吉の区域のうち、次の図面に示す区域	市原市豊成の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

皆吉二	次の図面に示す区域 市原市皆吉の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
皆吉三	市原市皆吉の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下矢田一	市原市下矢田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下矢田二	市原市下矢田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下矢田三	市原市下矢田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下矢田四	市原市下矢田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下矢田五	市原市下矢田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下矢田六	市原市下矢田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下矢田七	市原市下矢田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
藪一	市原市藪の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
藪二	市原市藪の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
池和田五	市原市池和田の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
田尾七	市原市田尾の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
田尾八	市原市田尾の区域のうち、 次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び市原土木事務所に備えていて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第四号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運

動に関する收支報告書について訂正の報告があったので、平成三十年千葉県選挙管理委員会告示第十一号（平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する收支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正する。

令和元年五月三十一日

千葉県選挙管理委員長 長谷川 康博

候補者佐藤浩に係る收支報告書（第二回分）の要旨の訂正

「主たる寄附 氏名 氏名 団体名 職業 寄付額」

「今回計	0	「今回計	3,000,000
「前回計	1,200,000	「前回計	1,200,000
「総計	1,200,000	「総計	4,200,000
「人件費	0	「人件費	720,000
「印刷費	637,200	「印刷費	1,283,040
「広告費	0	「広告費	785,089
「今回計	637,200	「今回計	2,788,129
「前回計	481,631	「前回計	481,631
「総計	1,118,831	「総計	3,269,760

候補者齋藤健に係る收支報告書（第一回分）の要旨の訂正
「自由民主党千葉県第7選挙区支部」を「自由民主党千葉県第7選挙区支部」に改める。
「その他の収入 7,500,000」を「その他の収入 0」に改める。

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第4号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習機関について次のとおり変更届があった。

令和元年5月31日

千葉県公安委員長 伊藤 浩一

特定講習の種類別	指定講習機関の名称	変更に係る事項	変更年月日

原付免許に係る初心 運転者講習	国府台自動車学 校	代表 者の 氏名	変更前 変更後	根岸 直巳 河合 毅治	平成31年 2月24日
--------------------	--------------	----------------	------------	----------------------	----------------

千葉県公安委員会告示第5号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定による運転免許取得者教育の認定について次のとおり変更届があった。

令和元年5月31日

千葉県公安委員会委員長 伊藤 浩一

運転免許取得者教育 の課程の区分	運転免許取得者 教育に使用する 施設の名称	変更に係る事項		変更年月日
運転免許取得者教育 の認定に関する規則 (平成12年国家公 安委員会規則第4 号)第1条第1号、 第2号、第3号、第 6号及び第8号に掲 げる課程	国府台自動車学 校	代表 者の 氏名	変更前 変更後	平成31年 2月24日
			根岸 直巳 河合 毅治	

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和元年五月三十一日から九月三十日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和元年五月三十一日から九月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)フォルテ船橋行田
船橋市行田一丁目三八二番一

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之
埼玉県鶴ヶ島市脚折一、六四六番
ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之ほか
埼玉県鶴ヶ島市脚折一、六四六番ほか
 - 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和二年九月一日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四、三六四平方メートル
 - 5 駐車場の収容台数
二三五台
 - 6 駐輪場の収容台数
一二五台
 - 7 荷さばき施設の面積
一一二平方メートル
 - 8 廃棄物等の保管施設の容量
二二立方メートル
 - 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻は午前九時、閉店時刻は午前零時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から翌午前零時三十分まで
 - 10 駐車場の自動車の出入口の数
二か所
 - 11 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
 - 12 届出年月日
令和元年五月十六日
- 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和元年五月三十一日から九月三十日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和元年五月三十一日から九月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 茂原駅ビル
 茂原市町保道祖神前一番三ほか
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社千葉ステーションビル 代表取締役 椿浩
 - 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所
 千葉市中央区富士見二丁目三番一号
 - 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所
 千葉市中央区新千葉一丁目六番地一
 - 5 変更年月日
 平成三十一年四月二十二日
- 届出年月日
 令和元年五月九日
- 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課

解除予定保安林に関する通知の要旨及び揭示
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第八十九条の規定により、平成三十一年千葉県告示第百八十九号（解除予定保安林）に係る同法第三十条の二の規定による通知の要旨を次のとおり公告する。
 なお、その通知の内容は、次の揭示場に揭示した。
 令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

所在が不明な者	解除予定保安林の所在場所	揭示場
株式会社九十九里 サンビーチホテル	長生郡一宮町新地字中瀬丙四、四三三番二 五、丙四、四三三番四二、丙四、四三三番七 一、丙四、四三三番七三	長生郡一宮町 役場
齋藤シゲ子	長生郡一宮町新地字中瀬丙四、四三三番二五	〃

堀絹子	〃	〃
大網茂子	長生郡一宮町新地字中瀬丙四、四三三番二 五、丙四、四三三番七一	〃
鶴澤徳之	長生郡一宮町東浪見字枇杷畑新田七、二〇五 番二	〃
西村和美	〃	〃

里山活動協定の変更の認定
 千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成十五年千葉県条例第五号）第十八条第一項の規定により、次のとおり里山活動協定の変更が適当である旨を認定した。
 令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 里山活動協定の名称
 成田市吉岡矢ノ作の森里山活動協定
- 二 里山活動協定の目的となる土地の区域
 成田市吉岡字屋敷浦一三番一及び一三番六、字仕出し一一七番及び一二九番二並びに字矢ノ作一三二番一、一五九番及び一六一番
- 三 里山活動協定の変更の内容
 - 1 変更前の里山活動協定の有効期間
 平成二十一年三月一日から平成三十一年二月二十八日まで
 - 2 変更後の里山活動協定の有効期間
 平成二十一年三月一日から令和六年二月二十八日まで
- 四 里山活動協定の変更の認定年月日
 令和元年五月二十四日

基本測量の実施
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次の基本測量を実施する旨通知があった。
 令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 作業種類 基本測量（航空重力測量）
 - 二 作業期間 令和元年五月七日から令和二年三月三十一日まで
 - 三 作業地域 県内全域
- 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次の基本測量を実施する旨通知があった。
令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 作業種類 基本測量(空中写真撮影及びオルソ作成)
- 二 作業期間 令和元年六月七日から令和二年三月三十一日まで
- 三 作業地域 千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市及び白井市

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次の基本測量は平成三十一年三月三十一日に終了した旨通知があった。
令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 作業種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正及び国土広域情報修正)
- 二 作業期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 作業地域 県内全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 市川市
- 二 作業種類 公共測量(二級基準点測量及び三級基準点測量)
- 三 作業期間 平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日まで
- 四 作業地域 市川市塩浜二丁目及び塩浜三丁目

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
- 二 作業種類 公共測量(四級基準点測量)

- 三 作業期間 平成三十一年四月二十四日から令和元年六月二十八日まで
- 四 作業地域 船橋市芝山三丁目

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成三十一年三月二十九日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。
令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 千葉市
- 二 作業種類 公共測量(一級基準点測量)
- 三 作業期間 平成三十一年二月十五日から三月二十九日まで
- 四 作業地域 千葉市美浜区磯辺三丁目

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成三十一年三月二十九日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。
令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 松戸市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 平成三十年十二月二十日から平成三十一年三月二十九日まで
- 四 作業地域 松戸市全域

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成三十一年三月二十九日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。
令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 成田市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 平成三十年十二月十七日から平成三十一年三月二十九日まで
- 四 作業地域 成田市全域

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成三十一年三月二十二日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 旭市
- 二 作業種類 公共測量(道路台帳補正)
- 三 作業期間 平成三十年九月十八日から平成三十一年三月二十二日まで
- 四 作業地域 旭市全域

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成三十一年二月二十七日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 柏市
- 二 作業種類 公共測量(二級基準点復旧)
- 三 作業期間 平成三十年十二月十二日から平成三十一年二月二十七日まで
- 四 作業地域 柏市若白毛

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成三十一年二月二十八日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 流山市
- 二 作業種類 公共測量(数値地形図作成 レベル二千五百)
- 三 作業期間 平成三十年七月二十五日から平成三十一年二月二十八日まで
- 四 作業地域 流山市全域

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第

二項の規定により、次の公共測量は平成三十一年三月三十一日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 鎌ヶ谷市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 平成三十年十二月一日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 作業地域 鎌ヶ谷市全域

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成三十一年三月二十四日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。

令和元年五月三十一日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 香取市
- 二 作業種類 公共測量(街区基準点復旧測量)
- 三 作業期間 平成三十年八月十五日から平成三十一年三月二十四日まで
- 四 作業地域 香取市牧野

特 定 調 達 公 告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものとする。〕

落札者等の公告
次のとおり落札者等について公告する。

令和元年5月31日

千葉県知事 鈴木 栄治

〔掲載順序〕

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日
- ⑧随意契約による場合はその理由
- ⑨その他必要な事項
- ⑩税トータルシステム運用保守業務委託 一式
- ⑪千葉県総務部税務課 千葉県中央区市場町1番1号
- ⑫平成31年4月1日
- ⑬株式会社日立製作所千葉支店 千葉県中央区新千葉一丁目4番3号
- ⑭55,267,920円
- ⑮随意契約
- ⑯地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項

<p>項第2号</p> <p>落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和元年5月31日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄 治</p> <p>〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>①税トータルシステム改修業務委託 一式 ②千葉県総務部税務課 千葉市中央区市場町1番1号 ③平成31年4月1日 ④株式会社日立製作所千葉支店 千葉市中央区新千葉一丁目4番3号 ⑤143,337,600円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号</p> <p>落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和元年5月31日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄 治</p> <p>〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>①千葉の魅力発信テレビ番組制作・放送業務委託 一式 ②千葉県総合企画部報道広報課 千葉市中央区市場町1番1号 ③平成31年4月1日 ④株式会社東急エンージェンシー 東京都港区赤坂四丁目8番18号 ⑤82,308,474円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号</p> <p>落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和元年5月31日</p> <p>千葉県立中央図書館長 榎 本 隆 二</p>	<p>〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>①千葉県立中央図書館舎総合管理業務委託 一式 ②千葉県立中央図書館 千葉市中央区市場町11番1号 ③平成31年3月7日 ④東京美装興業株式会社千葉事務所 千葉市中央区南町二丁目19番9号 ⑤61,236,000円 ⑥一般競争入札 ⑦平成31年1月18日</p> <p>落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和元年5月31日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄 治</p> <p>〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>その1 ①再生PVC用紙A3判ほか92品目 予定数量 60,740点 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③平成31年3月27日 ④有会社カンダ事務機 千葉市緑区誉田町二丁目21番地 ⑤29,018,293円 ⑥一般競争入札 ⑦平成31年2月15日</p> <p>その2 ①PX-105用インクカートリッジ(4色パック)ほか17品目 予定数量 11,960個 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③平成31年3月27日 ④NECフイールデザイン株式会社千葉支店 千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 ⑤39,285,972円 ⑥一般競争入札 ⑦平成31年2月15日</p> <p>落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 令和元年5月31日</p> <p>千葉県がんセンター病院長 山口 武 人</p> <p>〔掲載順序〕 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び</p>
--	---

所在地 ③ 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④ 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤ 落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥ 契約の相手方を決定した手続
 ⑦ 入札公告日 ⑧ 随意契約による場合はその理由 ⑨ その他必要な事項
 ① 千葉県がセンサーで使用する電力 予定電力量 9, 322, 000 キロワット時
 ② 千葉県がセンサー事務局 千葉県中央区仁戸名町666番地2 ③ 平成31年4月1日 ④ 東京電力エナジーパートナー株式会社 千葉県中央区富士見二丁目9番5号 ⑤ 195, 408, 973円 ⑥ 随意契約 ⑦ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

購読料

月ぎめ
一部一箇月、四〇〇円(送料を含む。)
五十四円

発行者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

定期購読申込先
一部売り申込先

〇四三(二二三)二一五二
〇四三(二二三)二六五八